

## 区内事業者の受注機会の確保に向けた入札・契約制度の再構築について

区は、世界的な金融危機に端を発した景気の後退等を受けて、平成20年度に緊急経済対策の一環として、競争入札における区内事業者限定の発注枠の拡大や入札参加資格の地域要件に係る区内事業者優先枠の拡大等の措置（以下「臨時的措置」という。）を行い、その後も地域経済の活性化や区内事業者育成の観点から、臨時的措置を継続してきたところである。一方で、他区においては、区内事業者に限定した入札が一般的に行われており、近年は、更にその枠を拡大する動きも見られるところである。

こうした他区の状況や臨時的措置の検証を踏まえるとともに、杉並区公契約条例の基本方針に基づき、令和2年度をもって臨時的措置を終了し、以下のとおり入札・契約制度を再構築することとする。

### 1 入札・契約制度の再構築の内容（詳細は別紙のとおり）

#### （1）区内事業者の受注機会の確保

##### ① 区内事業者限定の発注枠の拡大

物価・賃金等の上昇に伴い、予定価格が上昇する傾向にあることから、工事及び委託・賃貸借については、入札参加資格を区内事業者に限定する発注枠を拡大する。また、物品購入については、引き続き適切な分離・分割発注を行うことにより、区内事業者の受注機会の確保を図ることができることから、臨時的措置と同額の発注枠とする。

##### ② 工事の入札参加資格の地域要件の変更（区内事業者優先枠の拡大）

工事の入札参加資格の地域要件については、区内事業者の受注機会確保のため、区内事業者優先枠を拡大する。

#### （2）工事におけるダンピング対策と不調案件防止対策

① 工事において、最低制限価格を設定する発注案件の予定価格及び予定価格を事前公表する発注案件の予定価格について、低価格入札対策の有効性と価格漏えいなどの不正行為の防止効果が確認できたため、臨時的措置と同額とする。

② 低入札調査基準価格を設定する発注案件の予定価格について、今後も事業者の技術力等に基づく入札価格を調査・審査し、不調案件の防止を図っていく必要があるため、臨時的措置と同額とする。

#### （3）工事における適正な品質及び履行の確保

① 施工能力等審査型総合評価方式において、区内事業者の育成を図るとともに、地域貢献活動を評価するため、工事成績評定点とのバランスを考慮しつつ、地域貢献等評価点の対象を拡大し配点を高める。また、対象とする発注案件の予定価格については、物価・賃金等の上昇を踏まえ、臨時的措置と同額とする。

② 建設共同企業体（以下「JV」という。）の構成について、これまでのJV案件の実績及び今後想定される発注案件を踏まえ、構成員数に応じた区内事業者本店の入札参加資格を本則に規定する。

### 2 今後のスケジュール（予定）

令和2年12月 要綱改正手続き、事業者説明会の実施

令和3年2月 令和3年度契約から適用

## 区内事業者の受注機会の確保に向けた入札・契約制度の再構築

## 1 入札・契約制度の再構築の内容

## (1) 区内事業者の受注機会の確保

## ①区内事業者限定の発注枠の拡大※

	現行制度	臨時的措置	再構築案
工事請負	予定価格 500 万円未満	予定価格 1.5 億円未満	予定価格 2 億円未満
委託・賃借	予定価格 500 万円未満	予定価格 3 千万円未満	予定価格 4 千万円未満
物品購入	予定価格 500 万円未満	予定価格 3 千万円未満	予定価格 3 千万円未満

※ 区内事業者限定の発注枠は、特殊な業務や区内事業者数が著しく少ない場合には、健全な競争性の確保のための措置を講じるものとする。

## ②工事の入札参加資格の地域要件の変更（区内事業者優先枠の拡大）

発注枠 (予定価格)	現行制度	臨時的措置	再構築案
500 万円以上 3 千万円未満	区内事業者優先	区内事業者限定	《2 億円未満》 区内事業者限定
3 千万円以上 1.5 億円未満	区外事業者の参加は、区内事業者入札参加者数の概ね 3 割、最低 3 社以上		
1.5 億円以上 3 億円未満	区外事業者の参加は、区内事業者入札参加者数の概ね 5 割、最低 3 社以上	区外事業者の参加は、区内事業者入札参加者数の概ね 1 割、最低 2 社以上	《2 億円以上 5 億円未満》 区外事業者の参加は、区内事業者入札参加者数の概ね 1 割、最低 2 社以上
3 億円以上 5 億円未満	区外事業者無制限		
5 億円以上		区外事業者無制限	区外事業者無制限

## (2) 工事におけるダンピング対策と不調案件防止対策

	現行制度	臨時的措置	再構築案
最低制限価格を設定する発注案件	予定価格 130 万円を超え 3 千万円未満	予定価格 130 万円を超え 5 千万円未満	予定価格 130 万円を超え 5 千万円未満
予定価格を事前公表する発注案件	予定価格 130 万円を超え 3 千万円未満	予定価格 130 万円を超え 5 千万円未満	予定価格 130 万円を超え 5 千万円未満
低入札調査基準価格を設定する発注案件	予定価格 3 千万円以上	予定価格 5 千万円以上	予定価格 5 千万円以上

## (3) 工事における適正な品質及び履行の確保

	現行制度	臨時的措置	再構築案
施工能力等審査型総合評価方式※の対象とする発注案件	予定価格 3 千万円以上の発注案件から選定	予定価格 5 千万円以上の発注案件から選定	予定価格 5 千万円以上の発注案件から選定
建設共同企業体の構成要件		区内に本店を置く者 1 者以上（時限措置）	・ 2～3JV は区内に本店を置く者 1 者以上 ・ 4JV は区内に本店を置く者 2 者以上

※ 施工能力等審査型総合評価方式は、工事成績評定点とのバランスを考慮しつつ、地域貢献等評価点の対象を拡大し配点を高める。